

木島平村長

所有者又は 住 所
納税義務者 氏 名

印

電話番号 () -

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

地方税法附則第15条の7 第3項の規定により、添付書類を添えて固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地番				順位	家屋番号	種類	構造			
木島平村										
床面積 (㎡、戸)	一戸建住宅				共同住宅・区分所有住宅					
	居住部分	その他部分	合計	戸数	専有部分	共有部分	小計	戸数	その他部分	合計
建築年月日	平成 年 月 日			登記年月日	平成 年 月 日					
住宅の用に供した年月日						平成 年 月 日				
添付書類	<input type="checkbox"/> 納税義務者の住民票の写し（市外に居住している方のみ） <input type="checkbox"/> 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行した認定長期優良住宅であることを証する書類 <input type="checkbox"/> その他部分（店舗や事務所等の事業用部分）がある場合は、当該部分を明らかにできる平面図									
期限内に申告書を提出することができなかった理由										

○対象となる住宅の要件について

- 1 新築時期が長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成 年3月31日までのもの。
- 2 住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下（一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上）のもの。
 なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共有部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。
 また、店舗付き住宅のように居住部分と居住部分以外の部分とがある場合は居住部分の床面積が延床面積の1/2以上となるもので、かつ120㎡までの部分に限られます。

○減額される期間

- 1 3階建以上の耐火住宅・順耐火住宅……………新築後7年間
- 2 上記以外の住宅……………新築後5年間

記載例

木島平村長

所有者又は住所 木島平村大字往郷973-1
 納税義務者氏名 木島平太郎



電話番号 (0269) 82-3111

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

地方税法附則第15条の7 第3項の規定により、添付書類を添えて固定資産税の減額を申告します。

家屋の所在地番				順位	家屋番号		種類	構造		
木島平村 大字往郷973-1				記入不要 です	973-1		居宅	木造		
床面積 (㎡、戸)	一戸建住宅				共同住宅・区分所有住宅					
	居住部分	その他部分	合計	戸数	専有部分	共有部分	小計	戸数	その他部分	合計
	150.00	30.00	180.00	1						
					140.00	20.00	160.00	4	50.00	210.00
建築年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日			登記年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日			
住宅の用に供した年月日 ※建築月日と同じ年月日となります							平成〇〇年〇〇月〇〇日			
添付書類 確認のために チェックを入 れてください!		<input type="checkbox"/> 納税義務者の住民票の写し（市外に居住している方のみ） <input checked="" type="checkbox"/> 建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行した認定長期優良住宅であることを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/> その他部分（店舗や事務所等の事業用部分）がある場合は、当該部分を明らかにできる平面図 ※その他部分を色塗りにして区別してください								
期限内に申告書を提出することができなかった理由										

○対象となる住宅の要件について

- 1 新築時期が長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成 年3月31日までのもの。
- 2 住宅部分の床面積が50㎡以上280㎡以下（一戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡以上）のもの。
 なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共有部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。
 また、店舗付き住宅のように居住部分と居住部分以外の部分とがある場合は居住部分の床面積が延床面積の1/2以上となるもので、かつ120㎡までの部分に限られます。

○減額される期間

- 1 3階建以上の耐火住宅・順耐火住宅……………新築後7年間
- 2 上記以外の住宅……………新築後5年間